

佐賀市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害による被害の防止又は軽減を図るため地域ごとの自主的な防災活動を支援するため、平常時に防災活動を実施する自主防災組織に対し、予算の範囲内で交付する補助金について、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、佐賀市自主防災組織認定要綱に基づき市長が認定した団体をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業の種目、活動・資機材、補助金額及び交付要件は、別表のとおりとする。

(交付申請の添付書類)

第4条 規則第3条第3号に定める書類は、見積書の写しとする。（防災用資機材備蓄事業に限る。）

(実績報告の添付書類)

第5条 規則第12条第3号に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 領収書の写し
- (2) 写真等事業実施の確認ができるもの
(書類の保存)

第6条 補助事業者は、補助事業の施行に関する書類及び帳簿類を整備し、補助事業完了後5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第7条 規則第17条ただし書きの規定による財産の処分の制限とする期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」昭和40年大蔵省令第15号に定める耐用年数とする。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

2 この要綱改正の施行日前日までに、改正前の要綱の規定により防災用資機材備蓄事業に対する補助金の交付を受けた団体については、改正後の補助金限度額から既に交付を受けた補助金額を差し引いた額について、補助金交付申請ができるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。

別表

事業の種目	補助対象活動メニュー	補助金額	交付要件
1 防災活動事業	1 炊出し訓練 ・炊き出し用の食料購入費等 2 初期消火訓練 ・消火薬剤の詰め替え経費等 3 負傷者等の救出・救護訓練 ・放送機器、テント、椅子等の借上料等 4 その他市長が上記活動に準ずる防災活動事業として認めたものに係る経費	校区自治会を基本として組織された団体は、補助対象活動1メニューに対し、60,000円を限度とし、それ以外の場合は、補助対象活動1メニューに対し、20,000円を限度として交付する。 いずれの補助対象活動メニューも補助金申請は、限度額の範囲とする。	1 同じ活動の中で、複数の補助対象活動メニューを申請する場合、2つ目以降の補助対象活動メニューに対する補助金額は、半額とする。 なお、防災マップ作成については適用しない。
	5 情報収集・伝達訓練 ・放送機器、テント、椅子等の借上料等 6 避難訓練 ・看板、旗等の製作経費等 7 防災講話・講演会開催 ・会場借上経費、資料作成経費、講師への謝礼等 8 その他市長が上記活動に準ずる防災活動事業として認めたものに係る経費	校区自治会を基本として組織された場合は、補助対象活動1メニューに対し、30,000円を限度とし、それ以外の場合は、補助対象活動1メニューに対し、10,000円を限度として交付する。 いずれの補助対象活動メニューも補助金申請は、限度額の範囲とする。	

	<p>9 防災マップ作成 ・防災マップ作成に係る経費</p>	<p>原稿作成に対する経費に対し、50,000円を限度として交付する。 印刷製本費として、300,000円を限度として交付する。 再交付については、上記金額を限度として交付する。</p>	<p>2 再交付については、補助金の交付を受けた年度から5年以上が経過した団体が、再度必要な防災マップを作成すること。 (例：令和7年度の場合、令和元年度（平成31年度）以前に補助金の交付を受けた団体が対象。)</p>
--	---	---	---

事業の種目	補助対象資機材	補助金額	交付要件
2 防災用 資機材備 蓄事業	1 情報収集伝達用具 ・ラジオ、拡声器等 2 初期消火用具 ・消火器等 3 救出用具 ・チェンソー、バール、一輪車、はしご等 4 救護用具 ・担架、救急用具、毛布、リヤカー、テント等 5 避難誘導用具 ・懐中電灯、標旗等 6 給食給水用具 ・鍋、カセットコンロ、備蓄食料、飲料水等 7 その他 ・ヘルメット、簡易トイレ、発電機、投光機、倉庫等 8 その他市長が防災用資機材と認めたもの	校区自治会を基本として組織された団体は、資機材購入額に対し、300,000円を限度とし、それ以外の場合は、資機材購入額に対し、150,000円を限度として交付する。 再交付については、上記金額を限度として交付する。	1 自主防災組織が備蓄、管理すること。 2 資機材に自主防災組織の所有であることを明記すること。 3 再交付については、補助金の交付を受けた年度から5年以上が経過した団体が、再度必要な資機材を整備すること。 （例：令和7年度の場合、令和元年度（平成31年度）以前に補助金の交付を受けた団体が対象。）